
資料編



資料① 生涯学習推進の取り組み

甲 府 市	国
○昭和29年(1954)年 甲府市公民館設置及び管理条例制定	○昭和24年(1949) 社会教育法制定
○昭和29年(1954)11月 中央公民館開設	○昭和46年(1971) 社会教育審議会答申「急激な社会構造に対処する社会教育の在り方について」(生涯教育の視点に立った問題提起)
○昭和40年(1965)6月 遊亀会館開設	
○昭和47年(1972)2月 社会教育センター開設	○昭和56年(1981) 中央教育審議会答申「生涯教育について」(生涯学習概念が確立)
○昭和47年(1972)4月 中道公民館開設	○昭和60年(1985) 第4回ユネスコ国際成人教育会議において「学習権宣言」が採択される。
○昭和56年(1981)5月 北公民館開設	○昭和60年～62年(1985～87) 臨時教育審議会答申「生涯学習体系への移行」
○昭和58年(1983)5月 南西公民館開設	○平成2年(1990) 中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」
○昭和63年(1988)4月 文部省「まちづくり推進事業」指定	○平成2年(1990) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律制定(生涯学習に関する初めての法律)
○昭和63年(1988)5月 東公民館開設	
○平成元年(1989)11月 甲府市生涯学習推進会議要領を制定	○平成13年(2001) 社会教育法の改正
○平成2年(1990)10月 総合市民会館・遊亀公民館開設	○平成18年(2006) 教育基本法の改正
○平成3年(1991)9月 甲府市生涯学習推進本部設置要綱を制定	
○平成5年(1993)1月 北東公民館開設	
○平成5年(1993)8月 甲府市生涯学習推進相談員設置要綱を制定	
○平成8年(1996)10月 市立図書館開館	
○平成9年(1997)10月 南公民館開設	
○平成10年(1998)1月 甲府市生涯学習推進構想の策定	
○平成10年(1998)6月 生涯学習都市宣言	
○平成10年(1998)10月 西公民館開設	
○平成15年(2003)7月 知識交流センター開設	
○平成15年(2003)10月 現・中央公民館開設	
○平成21年(2009)4月 「生涯教育推進プロジェクト要綱」の制定	○平成23年(2011) 文部科学省・中央教育審議会から「第2期教育振興基本計画概要」提言
○平成21年(2009)10月1日 「甲府 きょういくの日(教育・共育・郷育)」の制定	
○平成25年(2013)3月 「甲府市生涯学習ビジョン」を策定	

資料② 甲府市生涯学習ビジョンの策定経過

平成24年6月22日 「甲府市生涯学習ビジョン策定委員会設置要綱」の制定

平成24年6月25日 第1回庁内検討委員会

- ・生涯学習ビジョン策定の目的について
- ・今後のスケジュールについて

平成24年7月 2日 社会教育委員の会議

- ・生涯学習ビジョン策定の目的について

平成24年7月 3日 第1回ワーキング部会

- ・生涯学習ビジョン策定の目的について
- ・今後のスケジュールについて

平成24年7月23日 第2回ワーキング部会

- ・生涯学習アンケート内容の検討
- ・生涯学習ビジョン原案の検討

平成24年8月21日 第2回庁内検討委員会

- ・生涯学習アンケート実施について
- ・生涯学習ビジョン骨格の検討
- ・今後のスケジュールについて

平成24年8月28日 社会教育委員の会議

- ・生涯学習アンケート実施について
- ・生涯学習ビジョン骨格の検討
- ・生涯学習ビジョン原案の検討

平成24年9月3日～9月18日 「生涯学習アンケート」の実施

平成24年9月 4日 第3回ワーキング部会

- ・生涯学習アンケート追加実施について
- ・生涯学習ビジョン骨格の検討
- ・生涯学習ビジョン原案の検討

平成24年10月9日 社会教育委員の会議

- ・生涯学習アンケート結果概要報告
- ・生涯学習ビジョン骨格の検討
- ・生涯学習ビジョン原案の検討

平成24年11月1日 第4回ワーキング部会

- ・生涯学習アンケート結果報告
- ・生涯学習ビジョン骨格の検討
- ・生涯学習ビジョン原案の検討

平成24年11月13日 社会教育委員の会議

- ・生涯学習アンケート結果報告
- ・生涯学習ビジョン骨格の検討

- ・生涯学習ビジョン原案の検討
- 平成24年11月28日 第5回ワーキング部会
- ・生涯学習アンケート結果報告
- ・生涯学習ビジョン原案の検討
- 平成24年12月11日 社会教育委員の会議
- ・生涯学習ビジョン原案の検討
- 平成25年1月18日 第3回庁内検討委員会
- ・生涯学習ビジョン原案の検討
- 平成25年1月29日 社会教育委員の会議
- ・生涯学習ビジョン原案の検討
- 平成25年2月12日 第4回庁内検討委員会
- ・生涯学習ビジョン原案の検討
- 平成25年2月26日 社会教育委員の会議
- ・庁内検討委員会検討報告に伴う最終協議
- 平成25年2月27日～3月26日 こうふ市民意見提出制度の実施
- 平成25年3月29日 甲府市生涯学習ビジョン策定



資料③ 社会教育法(抜粋)

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

甲府市生涯学習ビジョン策定時の甲府市社会教育委員名簿

(任期 平成24年7月1日～平成26年6月30日)

(五十音順・敬称略)

	氏 名	推薦団体等
1	飯 野 桂	甲府市文化協会
2	磯 部 達也	甲府青年会議所
3	荻 原 孝幸	甲府市公立小中学校長会
4	奥 山 幾代子	甲府市文化協会
5	長 田 昭	学識経験者
6	長 田 学	甲府市体育協会
7	坂 本 悦子	学識経験者
8	櫻 林 良	甲府市小中学校 PTA 連合会
9	佐 野 和朗	甲府市自治会連合会
10	塩 崎 洋子	学識経験者
11	関 戸 富士子	甲府市民生児童委員協議会
12	設 和 幹	学識経験者
13	中 澤 貴三男	甲府市体育協会
14	長 澤 郁子	青少年育成甲府市民会議
15	藤 卷 宏和	甲府青年会議所
16	藤 森 治彦	甲府市公立小中学校長会
17	古 谷 智子	学識経験者
18	水 上 好子	甲府市女性団体連絡協議会
19	山 本 かほる	学識経験者
20	米 山 光郎	学識経験者

資料④ 甲府市生涯学習ビジョン庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1 甲府市生涯学習ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定について検討し、ビジョンの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織である甲府市生涯学習ビジョン庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ビジョンについての検討に関すること。
- (2) 本市の生涯学習の取組の整理及びビジョン策定に関する課題整理に関すること。
- (3) ビジョンの推進に関する施策に関すること。

(組織)

第3 委員会の構成員は、別表1（省略）に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、教育部長をもって充て、副委員長は、教育部教育総室長及び教育部生涯教育振興室長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 委員会は、委員長が招集し、その会務を総括する。

2 会議の議長は、委員長があたる。

3 委員長は、必要があるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庁内ワーキング部会)

第6 第2に掲げる事項について、調査、研究を行うため、庁内ワーキング部会（以下「ワーキング部会」という。）を設置する。

2 ワーキング部会は、別表2（省略）に掲げる部署の職員で、当該部署の長が指名する者をもって組織する。

3 ワーキング部会の部会長（以下「ワーキング部会長」という。）は、教育部生涯教育振興室生涯学習課長をもって充て、ワーキング部会を代表し、会務を総理する。なお、ワーキング部会の会議はワーキング部会長が議長となる。

4 ワーキング部会長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7 委員会及びワーキング部会に関する事務局は、教育部生涯教育振興室生涯学習課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキング部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月22日から施行する。

資料⑤ 生涯学習アンケート(平成24年9月実施)の内容と結果

<調査の目的>

甲府市生涯学習ビジョンの策定における参考資料とするため、市民及び公民館等利用者の実態並びに生涯学習に対する意向を調査することを目的として実施した。

<調査方法>

① 調査対象

平成24年8月20日を基準日として、市内在住の20歳から89歳までの男女

② 調査方法

○郵送配布・郵送回収によるもの

○市内公民館9館、社会教育センター及び市立図書館利用者への直接配布・直接回収

③ 対象者数

○郵送 1,140人

○公民館等利用者 335人

④ 抽出方法

無作為

⑤ 調査期間

平成24年9月3日～9月18日

⑥ 回収結果

○郵送

男 190人 女 237人 計427人 (回収率37.5%)

○公民館等利用者

男 58人 女 277人 計335人 (回収率100%)

生涯学習アンケートの調査結果を踏まえての考察

本調査は、郵送及び公民館等利用者を受作為抽出して実施した。郵送による抽出は、10歳ごとの年代階層に分割して行ったため、各年代階層別のニーズ等の把握ができた。一方、公民館等利用者は、市内公民館及び社会教育センターの利用者を受作為配布の上、その場で回収を行った。その結果、回答者における年代構成は、70歳以上及び60歳代を合わせ69%となり、公民館等利用者の大部分は年齢層が高いことがわかった。

生涯学習施策はあらゆる年代において展開しなければならない。若年層への生涯学習参加を促すためには、問4の結果を踏まえると、この年代の自由になる時間帯が「平日の夜間」、「日曜・祝日の夜間」及び「日曜・祝日の午後」であることから、この時間帯での事業実施を検討する必要がある。

事業内容としては、問5及び問10の結果から、現在実施している内容を継続していくことが望ましいと考える。

問9においては、学習での成果を社会貢献活動に役立てたいという思いが強いことがわかった。さらに、問8においては、郵送での回答者の多くが、グループでの学習よりも個人単位での学習を行っているという実態を知ることができた。より生涯学習を推進していくためには、共通の興味・関心を持つ仲間づくりの手助けをしていく必要があると考える。これらのことを踏まえると、生涯学習参加者が主体となるような生涯学習フォーラムの実施等、学習成果が生かせ、仲間づくりができる場づくりの検討が今後の課題である。

公民館・社会教育センターの利用方法及び減免制度については、公民館等利用者には浸透しているが、郵送での回答者では、周知されていない実態が認識できた。問19からもさらなる広報・啓発活動が必要であることがわかった。

公民館図書室の利用率は、郵送及び公民館等利用者とも低いという結果が出た。問18の回答結果を踏まえ、市立図書館と公民館図書室の蔵書をよりいっそう相互利用ができるようにするなど、公民館図書室の機能充実を図っていく必要があると考える。